

徳島県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

新野土地改良区

二 退任役員

理事	役員名	氏名	住所
	酒井彰穂	阿南市新野町豊田木戸五二番地一	